



姫路市教育委員会
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

姫路市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	計画の期間	4
3	目標	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

第3期「姫路市教育振興基本計画」の基本理念である「『未来をひらく ふるさと姫路の人づくり』～すべての人が自分らしく学び、つながる教育を目指して～」の実現には、教職員が、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、心身ともに健康で、その専門性を高め、指導力を発揮できることが肝要である。

そこで、本市では、教職員の業務の明確化・適正化、外部人材の積極的な活用を推進するとともに、会議や学校園行事の縮減・精選、ICTの活用による校務のDX化を促進し、教職員が児童生徒等と向き合う時間を十分に確保する。また、メンタルヘルス対策や勤務時間の適正化、教職員間の協力・協働を推進し、教職員が心身ともに健康な職場環境を整備していく。これらの施策は、持続可能な教育環境の実現を目指すものであり、学校園と教職員が安心して教育活動に専念できる基盤づくりとなるものである。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

兵庫県では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまで「教職員の勤務時間適正化プラン」をはじめとした計画の策定や、実効性が上がる業務見直しの先進事例集を発信するなど、各学校・地域の実態に応じた取組を進めてきた。

令和2年4月には、「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針」を策定し、これらに基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るための取組を進めている。

また、令和5年度には、これまでの取組による成果と課題をとりまとめ、業務の削減・効率化のための「学校業務改善に関するガイドライン」を策定、令和6年度に、中央教育審議会答申や国の通知を受け、市町教育委員会と連携・協働の上、全県共通目標及び全県共通取組を設定した。

さらに、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって取組を推進している。

以上の取組等を受け、本市においても、令和2年3月30日に、教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「姫路市立学校教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」（以下「規則」という。）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、令和6年度の本市における教職員の時間外在校等時間の状況は、次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

幼稚園	1 箇月時間外在校等時間 月 80 時間を上回る割合	1 箇月時間外在校等時間 月 45 時間を下回る割合	1 箇月時間外在校等時間年平均	時間外在校等時間 年間 360 時間超
園長	0.0%	98.0%	月 20 時間 18 分	10.0%
主任教諭・ 教諭	0.0%	99.7%	月 16 時間 12 分	3.0%

小学校	1 箇月時間外在校等時間 月 80 時間を上回る割合	1 箇月時間外在校等時間 月 45 時間を下回る割合	1 箇月時間外在校等時間年平均	時間外在校等時間 年間 360 時間超
校長	0.1%	87.8%	月 28 時間 43 分	42.6%
教頭	3.4%	43.9%	月 48 時間 36 分	94.4%
主幹教諭・ 教諭	0.3%	85.7%	月 26 時間 6 分	44.7%
事務職員	0.2%	97.5%	月 16 時間 46 分	6.7%

中学校	1 箇月時間外在校等時間 月 80 時間を上回る割合	1 箇月時間外在校等時間 月 45 時間を下回る割合	1 箇月時間外在校等時間年平均	時間外在校等時間 年間 360 時間超
校長	1.7%	81.1%	月 30 時間 19 分	50.0%
教頭	15.3%	26.1%	月 57 時間 51 分	97.2%
主幹教諭・ 教諭	6.9%	59.6%	月 43 時間 4 分	76.0%
事務職員	2.6%	93.2%	月 18 時間 56 分	15.4%

高等学校	1 箇月時間外在校等時間 月 80 時間を上回る割合	1 箇月時間外在校等時間 月 45 時間を下回る割合	1 箇月時間外在校等時間年平均	時間外在校等時間 年間 360 時間超
校長	0.0%	100%	月 22 時間 12 分	0%
教頭	0.0%	44.4%	月 44 時間 26 分	66.7%
主幹教諭・ 教諭	13.0%	61.0%	月 44 時間 39 分	64.4%
事務職員	0.2%	97.5%	月 9 時間 48 分	12.5%

特別支援学校	1 箇月時間外在校等時間 月 80 時間を上回る割合	1 箇月時間外在校等時間 月 45 時間を下回る割合	1 箇月時間外在校等時間年平均	時間外在校等時間 年間 360 時間超
校長	0.0%	100%	月 38 分	0%
教頭	8.3%	16.7%	月 54 時間 36 分	100%
主幹教諭・ 教諭	0.0%	97.1%	月 13 時間 30 分	14.3%
事務職員	0.0%	100%	月 10 時間 27 分	0%

幼稚園を除く全ての校種において、教頭の時間外在校等時間が 45 時間を超える割合は高い。教頭は校務全般を整理し、緊急対応や対外的な連絡調整を行うため業務の負担が大きくなっている。また、部活動の影響により、中学校、高等学校の主幹教諭・教諭の時間外在校等時間が 45 時間を超える割合は高い。活動時間の削減、大会・練習試合の厳選が必要である。

加えて、業務の削減や精選、業務の効率化、業務分担等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが望まれる。

2 計画の期間

令和 8 年度から令和 11 年度まで（4 年間）とする。

政府の目標「令和 11 年度までに月平均 30 時間程度」を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月 80 時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月 45 時間以内となること、さらに、政府の目標である 1 箇月時間外在校等時間平均 30 時間程度、1 年間時間外在校等時間 360 時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 最優先の到達目標として、1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員をゼロにする。
- ・ さらに、全ての教職員の 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以内とする。
- ・ 1 年間における教職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間：30 時間程度
- ・ 全ての教職員の 1 年間時間外在校等時間：360 時間以下

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合：8%【10%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値：70 以下【77.1】

- ・ ストレスチェックにおける仕事に対する満足度：3.4以上【3.2】（最大5.0）
- ・ 姫路市教職員意識調査において、「勤務時間の適正化や、業務改善を意識した取組によって、教職に、より働きがいを感じていますか。」の項目に対する肯定的回答の割合：80%以上【新設】

【カッコ内は令和6年度の数値】

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 業務量の削減・業務の効率化

ア ～「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通の取組）～

(ア) 教職員の意識改革

- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

(イ) 業務の整理とマネジメント

(ウ) ICT活用による業務の効率化

(エ) 「チーム学校」としての業務改善

(オ) 制度・仕組みの見直し

(カ) 執務環境の整備

イ ～「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（姫路市の取組）～

(ア) 教職員の意識改革

- ・ 夏季休業中の8月13日～15日の3日間を学校園閉庁日とする。
- ・ 管理職研修において、働きがいのある学校園づくりに関する研修を実施する。
- ・ 全市一斉定時退勤日を月2回実施する。
- ・ 会議を設定しない日を週1日以上実施する。
- ・ 公立中学校の部活動地域展開「姫カツ」について、まずは休日の活動を令和8年9月から、平日及び休日の活動を令和10年10月から地域へ展開する。

(イ) 業務の整理とマネジメント

- ・ 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- ・ 公立中学校の部活動地域展開「姫カツ」について、まずは休日の活動を令和8年9月から、平日及び休日の活動を令和10年10月から地域へ展開する。【再掲】

(ウ) ICT 活用による業務の効率化

- ・ 業務改善に資するAI活用に関する研修を実施する。
- ・ 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化を推進する。
- ・ 保護者連絡アプリを活用したアンケート・配布物のデジタル化、デジタル採点システム等、ICT の積極的な活用を行う。
- ・ 校務支援システム更新に伴い、勤怠管理機能、文書管理機能の導入、デジタル採点システムとの連携等を行う。

(エ) 「チーム学校」としての業務改善

- ・ スクール・サポート・スタッフ、不登校児童生徒支援員、地域ボランティア、部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、バイリンガル支援員、日本語指導支援員等の外部人材の積極的な活用を行う。

(オ) 制度・仕組みの見直し

- ・ 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程を編成・実施する。
- ・ 学校園行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直しを行う。
- ・ 好事例集の取組を推進する。
- ・ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直しを行う。
- ・ 公立中学校の部活動地域展開「姫カツ」について、まずは休日の活動を令和8年9月から、平日及び休日の活動を令和10年10月から地域へ展開する。【再掲】

(カ) 執務環境の整備

- ・ 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」を推進する。
- ・ ハラスメント防止指針の周知・徹底と相談窓口の活用を周知する。

ウ ～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

(ア) 学校以外が担うべき業務

a 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 教職員の働き方改革啓発ポスターや保護者連絡アプリ、広報ひめじや姫路市公式 SNS などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動の協力を依頼する。

b 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒等が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、姫路市少年補導委員会が行っている校区街頭補導活動に委ねることとし、学校園における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・ 放課後や夜間等に発生する、児童生徒等の校外での補導時の対応等については、第一義的に保護者が担うべきものとされているため、内容に応じて、警察や消防、医療機関等の関係機関へ相談するよう、保護者や地域住民に周知する。
 - c 学校園徴収金の徴収・管理
 - ・ 学校園徴収金の種目ごとに市の歳入歳出予算に組み入れることが適切かどうか検討の必要性を検証する。検証の結果、公会計化を行うことが困難又は適切でない学校園徴収金については、業者から保護者が直接購入する方法等、検討の是非を判断する。
 - d 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校園では対応が困難な事案への対応
 - ・ 学校園が、過剰な苦情や不当な要求等に対し、法的根拠に基づいて毅然と対応ができるよう、姫路市学校サポート専門チームの弁護士相談の活用を推進する。
 - ・ 播磨西教育事務所「学校問題サポートチーム」に積極的な支援を依頼する。
- (イ) 教師以外が積極的に参画すべき業務
- a 調査・統計等への回答
 - ・ 校務支援システムの機能を活用することによって、市から学校園に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - b 学校プールの施設・設備の管理
 - ・ 学校プールの共用化、市や民間施設の活用を全市で順次拡大していく。
 - c 中学校部活動
 - ・ 公立中学校の部活動地域展開「姫カツ」について、まずは休日の活動を令和8年9月から、平日及び休日の活動を令和10年10月から地域へ展開する。【再掲】
- (ウ) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
- a 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・ 配付物の印刷や仕分け、会議の準備業務、来客・電話対応、安全対策、徴収金業務等を補助するスクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の全校配置を継続する。
 - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - b 支援が必要な児童生徒等・家庭への対応
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が生徒指導関係の校内会議に積極的に参画し、専門的な知見を活用しつつ教育職員と情報共有や意見交換を行うことで、支援体制の構築を推進する。
 - ・ 地域別連絡会議（学校警察連絡協議会）を年3回、初発型非行防止対策会議を年1回

実施し、学校が組織として警察と連携・協働して、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を推進する。

- ・ 特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材又は日本語指導に係る支援員等の学校園への派遣を拡充する。
- ・ 播磨西教育事務所「学校問題サポートチーム」の積極的な支援を依頼する。【再掲】

(2) 学校園における措置の推進

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、超過時数部分について必要性の見直しを図るよう助言する。
- ・ 教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進する。
- ・ 教職員の校務の効率化や児童生徒等の学びの充実に向けて、生成AI等の活用を促進する。
- ・ デジタル技術の活用により、勤怠管理や文書管理等の校務を効率化し、教職員意識調査において「校務DXの推進により、業務の効率化が進んだと感じますか。」の項目に対する肯定的回答の割合を58%にする。
- ・ 電話主装置の交換をした学校から、録音機能やナンバーディスプレイ機能を順次利用する。
- ・ 学校園評議員会での学校園における働き方改革についての議題化を促し、保護者や地域住民等の理解を得ながら取組を進めるよう指導、助言をする。

(3) 健康の保持増進

～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・ 各学校園における安全衛生委員会を月1回以上開催する。
- ・ 教職員の希望に応じ、医師による健康相談を受けることができることを周知する。
- ・ 1箇月時間外在校等時間が100時間超及び連続する2～6箇月の時間外在校等時間の平均が80時間超の教職員には、医師による面接指導を実施する。
- ・ 労働安全衛生法によるストレスチェック制度の周知と全教職員受診を徹底し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心の健康相談についての相談窓口の活用を周知する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続取得できるよう、各学校園に対して取得を促進する。
- ・ 月2回の全市一斉定時退勤日実施率を100%にする。
- ・ 夏季休業中に週休日を含む連続6日間の全市一斉学校園閉庁日の設定を検討する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 教育委員会が設置する「姫路市学校園勤務時間適正化検討会」において、姫路市立学校園における業務量の適切な管理と教育職員の健康及び福祉の確保に向けた取組を検討し、元気でやりがいを感じられる働きがいのある学校園づくりを推進する。
- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校園の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、姫路市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校園での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入する出退勤管理システムで把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、本市で実施するストレスチェック及び教職員意識調査の結果から把握する。
- ・ 各学校園において、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、教育委員会が当該校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校園や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校園に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校園における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校園へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校園においては、校園長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校園評議員会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について広報ひめじや姫路市公式SNS、保護者連絡アプリ等を通じて広く周知を行うとともに、協力を得られるよう取り組む。